

参議院議院運営委員会會議録第三十三号

昭和二十七年三月三十一日(月曜日)午前十時二分開会

委員の異動

本日委員草葉隆圓君、石川榮一君及び堀眞琴君辞任につき、その補欠として北村一男君、玉柳實君及び水橋藤作君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加藤 武徳君
木村 守江君
赤木 正雄君
小笠原三男君
境野 清雄君

委員

石川 榮一君
北村 一男君
玉柳 實君
團 伊能君
安井 謙君
加賀 操君
高橋 道男君
中村 正雄君
大隈 信幸君
石川 清一君
矢嶋 三義君
堀 眞琴君
水橋 藤作君
兼岩 傳一君
東 隆君

委員外議員

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

政府委員

内閣官房副長官 菅野 義丸君
事務局長 近藤 英明君
事務次長 芥川 治君
参事(記録部長) 小野寺五一君
参事(議事部長) 河野 義克君
参事(警務部長) 丹羽 寒月君
参事(委員部長) 宮坂 完孝君

法制局側
法制局長 奥野 健一君
参事(第二部長) 岸田 實君

本日の會議に付した事件

○委員の辞任及び補欠選任の件
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○平和條約発効記念及び憲法施行五周年記念行事の実施に関する件
○紡績操縦の対策に関する緊急質問の件

○小委員長の報告
○昭和二十七年年度の委員会関係経費の割当に関する件

○法制局職員任用の件
○今国会提出予定法律案に関する件
○議院の運営に関する件
○自然休会に関する件
○議案の付託に関する件

○委員長(川村松助君) 會議を開きます。

○参事(河野義克君) 日本社会党第四控室から建設委員の成瀬隆治君、郵政委員の小笠原三男君がそれ〴〵辞任せられて、建設委員に小笠原三男君、郵政委員に成瀬隆治君を後任として指名せられたというお申出が出ております。

○参事(近藤英明君) 本法律案は御承知の通り、先般通過いたしました二十七年年度予算に計上いたされております。九條の五千円を一万円と申しますのは、通信費の増額であります。十條の一万三千五百円を一万五千円に改めると申しますのは、秘書手当の増額であります。その理由といたしましては、最近の議員の通信の状況並びに通信料の値上げ等の状況に鑑みまして、第九條の通信料を値上げいたそうとするものであり、十條は一般公務員の給与の引上げ等の現況を考慮いたしてこの引上げをいたそうとするものでございます。

○委員長(川村松助君) 本案につきましては御質疑のあるかたはお述べを願います。

○小笠原三男君 秘書手当に關しまして、一般公務員の給与の現況等に鑑みたと云われるのでありますが、その一万三千五百円が一万五千円となつた基準根拠が、一般公務員の給与と比較対照されてどういふ關係になるのか、御説明願います。

○事務局長(近藤英明君) 一般公務員の給与の値上げの行われましたのに關連いたしまして、秘書の手当を値上げするといふ問題に關しましては、議院運営委員会の庶務小委員会におきまして種々御検討を加えられ、衆議院並びに大蔵省等とも種々御協議の結果、落ちついたところがこの一万五千円というところで御説明にさして頂きたいと思ひます。

○小笠原三男君 だからその落ちついた結論が法律案になつたことはわかりますが、どういふ科学的な根拠があつてこういう決定になつたのか、お伺ひいたしたい。

○高橋道男君 只今の事務局長の発言に補足して、私から關係の庶務小委員長として申し上げます。この秘書の手当につきましたのは、從來からいへば問題があつたのであります。この回の改正につきましても、秘書の身分がほかの公務員と比べてはつきりとしていないのであります。従つて今小笠原委員のおつしやつた科学的根拠といふことになりましますと、私もこれの改正に關係した当事者の一員として、はつきりした御答弁ができないことを正直に申し上げます。で私のほうの案といたしましては、或いは一万七千円案、或いは二万円案、いろいろのものを以て折衝いたし、その中途において衆議院との合同庶務小委員会におきましては一万七千円案を基準とするというふうなこともあつたのであります。結局先ほど申しました身分その他の点で、ほかの公務員とはつきりとした基準を立てるものが出来来ないことが一つの理由として、結局一万五千円に落ちつ

いたのであります。なお今後秘書のこ
とにつきましては検討をいたす余地が
十分残つておるといふことを申し上げま
す。

○小笠原二三男君 一応了解しました
が、関連して庶務小委員長に伺いま
す。一般公務員の給与の現況に鑑みる
ならば、秘書の場合においても、一般
公務員に行われておる共済組合の制度
とかいう福利厚生の部面で、実質的に
カバーして行く方途もあり得るよう
に考えるのですが、そういう方面も今後
の研究に待つ、或いは秘書の地位、身
分等も明確化して行く、こういうよう
に考えてよろしいでしょうか。

○高橋道男君 小笠原委員のおつしや
つた共済組合その他の問題につきまし
ても再三検討しておるのであります
が、まだ結論に達していない、なお今
後もその点は十分考慮して検討する余
地が残されておることも認められま
す。

○小笠原二三男君 わかりました。
○委員長(川村松助君) あと御質疑あ
りませんか。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 御質疑がなけ
れば、討論に入ります。御意見のある
かたは賛否を明らかにしてお述べを願
います。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

○委員(川村松助君) 多数と認めま
す。よつて本案は原案通り可決されま
した。

なつた日に何かの形でやつたほうが
いいのではないかと。そういう空気が考
えられますが、如何でしょうか。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

○委員(川村松助君) 庶務小委員
会のほうでは大体全会一致で承認する
ことにおきまなつたように聞いてお
ります。

いて、それらの議題を進められて、最終の結論を得るようにならう如何ですか。

○中村正雄君 私も異議ありません。

○委員長(川村松助君) 只今の小笠原君の発言のように、この緊急質問に関するものはそのまゝの状態にしておくということでは御異議ありませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議がなければそう取計います。

○委員長(川村松助君) 次に昭和二十七年委員会関係経費の割当に関する件並びに法制局の職員の人事に関する件について庶務関係小委員長から報告を求めます。

○高橋道男君 只今問題になりました昭和二十七年委員会関係経費の割当につきましても、庶務小委員会で決定した点を御報告するのでありますが、只今常任委員長懇談会において御報告申し上げた内容は同一でありますし、大体お聞き頂いておつたと思ひますので、この関係の分はこの原稿通り記録に残して頂くことにして御了承願ひたいと思ひます。(異議なし)と呼ぶ者あり

次に法制局職員の人事に関する件について申し上げます。

法制局職員の任免については国会法第百三十一條の規定によつて法制局長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを行うこととなつておりますが、先に仙台南商産業局長から本院法制局第三部長に就任いたしました岡田武彦君が、このたび再び同省に復帰することにつきまして庶務関係小委員会としては異議がないと決定いたしました。

ました。

以上を以て御報告を終わりますが、何とぞ本委員会におかれましても以上の決定を御承認あらんことをお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 只今の高橋小委員長の御報告を承認することに御異議ございませんか。

○委員長(川村松助君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(川村松助君) 次に自然休会の件であります。

○小笠原三三男君 この前の議運におきましては自然休会の休の字も申し上げないでおつた。ところが本日常任委員長連合懇談会ではなくとも議長からそういう意図の下にいろいろ発言がありましたが、實際上の話し合いとしてはそういう問題が起ることも止むを得ないとは考えますけれども、議運としてはその点については何ら触れないで本日の議題になつたというのを私は確信しておるわけでありまして、官房長官の出席を私から要求しておりましたので、その問題をどう扱つかという点についてお尋ねすることをお許し願ひたいと思ひます。

先ほど懇談会におきまして、官房長官は殊に法案の提出については努力しておられるとのことございましたが、殊に行政協定関係のものにつきましては御説明がありましたが、それは條約の発効までに成立を希望するものとして十二件あるというものであります。従つて国会としましては政府が條約発効の期日をこの辺に予定せられて準備を進めておられるのか、又国会として

ましてはそれと関連していつ頃までに法案を通過させることを希望するの、具体的なその点御説明願ひたい。

○政府委員(菅野義丸君) 行政協定に基きまする各般の法律案につきましては、只今特に提出の時期を早めるように努力いたしております。すでに五件提出を見まして、あと内容的に分けますると十二件ばかり予定せられておるのであります。これは又立法技術的に或いは二、三件統合して出すようなことになるかも知れませんが、件名はこの通りになるかどうかはいづれにしまして、内容的には十二の項目について出したい、かように考えておる次第であります。

只今の御質問のいつ頃平和條約が効力を発生することになるかという点につきましても、これは何分にも相手のあることでもございまして、日本政府の如何ともできないところで、想像するよりいたしかたがないのであります。大体来月の中旬には多分効力が発生を見られるだろうという予定で仕事を進めております。従ひましてこの行政協定に基く法律案につきましてもできるだけ早く、ここの四、五日の間には全部出したという目標を以て努力をいたしております。なか／＼その一部のものにつきましても予備作業班等の話合いがむずかしいものもございまして、必ず全部四、五日のうちにというわけには行かないかも知れませんが、政府といたしましてはここの数日の間に全部出し得るよう目標を立てて努力いたしております次第でございます。

○小笠原三三男君 その四、五日と申しますと、結局国会における審査が仮に十五日を予定して法案の成立を考へる場合には十日内外のものになる、それから衆議院先議で審査が始りますと、参議院における審査の期間というものには非常に短縮せられるというふうになると思ふのですが、一方又これは副長官にお尋ねする筋合でもないでしようが、仄聞するところ、副長官としては衆議院のほうに仮に自然休会等に出る来る法案の審査を先議の場合にもしないということになりまして、参議院の本審査は條約発効直前というふうな事態になると考えられますが、こういう点についてどう処置されるのか、お伺ひしたい。

○政府委員(菅野義丸君) 衆議院の休会のことにつきましては、私の記憶が間違つておるかも知れませんが、今仄聞いたしておりますところによれば、これは本会議を暫く開会しないということでもございまして、委員会が通常と少しも違わないように開いて審議は進めて置くということに聞いております。従ひまして政府の法案の御審議に知しては支障ないものと、かように承知しております次第でございます。

○小笠原三三男君 もう一点お伺ひしますが、三月三十一日付の内閣官房から出ました提出予定の法律案件で見まして、條約発効までに成立を希望するものというものは希望だけにどまるかどうか、お伺ひしたい。

○政府委員(菅野義丸君) 本日配付いたしました提出予定案件の件名でございますが、このうち三角印をつけましたものは、條約発効までに成立を希望しておるものでございます。これにつきましては鋭意提出を急ぐようにいたしておりますので、これはポツダム政令等の関係もございまして、條

約発効までには是非ポツダム政令に代つてこの法律案を出したい、かように考えておる次第でございます。

○小笠原三三男君 次に伺ひますが、三角印のうち法務府関係で破壊活動防止法案はどういう理由で條約発効までに成立を希望し、期待しなければならぬのか。これはポツダム政令との関係がどこにあるのかないのか、その点第一点として伺ひますし、第二点としましては、それほど緊急な成立を希望するものであるならば、この法案がいつ提出される見込であるか伺ひたい。

○政府委員(菅野義丸君) このいわゆる治安三法と言われているものでございまして、これにつきましては目下司令部に許可を得るために出してあります。最近司令官の許可も非常に早くなりましたので、今日あすにも許可が下りるというふうな予定されておりますので、印刷ができ次第これを至急提出したい、かように考えております。第一点の何が故にこれが平和條約の発効と関係があるのかという御質問につきましては、お話の通りこれはポツダム政令と関連がございまして、それが平和條約の発効と同時に効力を失いますので、それに代るべきものとして治安的な必要な條項を定める法律案でございます。

○小笠原三三男君 衆議院のことを申しますと大変恐縮するのですが、衆議院において本会議は開かないこととし、委員会は十分なる審議をするということが實際上非常に困難な事態を生ずるのではないかと考えられます。そういう際日切れ法案に似たような、この行政協定の関係の條約発効までに成立

を希望する法案の審議を参議院として十分にできないという事は、これは誠に参議院としては困る問題だと思ふのです。二月二十八日に行政協定の調印されたものが新聞発表になつたのですが、それから一カ月を了してその間に、その関係の法案が、而も條約発効が十五日頃と相像せられるのに、四、五日もたなければ出て来ない、今日まだ我々の手許に渡らないという事は、これは誠に困つたことなので、どういふ事情でどういふふうに遅れているのか、御説明願ひたい。

○政府委員(菅野義九君) 行政協定に基く法律案はすでに提出しておりますものが五件ございます。それで今日あすにも出したいと思つておりますものがまだ三、四件ございますし、あと残りましたものも、ここ数日の間に全部出したというふうな目標をつけて努力しておりますが、何かが、何が故にかように一カ月も遅れておるかと思ふますれば、それは行政協定そのものは相対的に細かい打合せをすべき性質のものを含んでおります。それを予備作業班で以ていろいろ相談をいたしまして、その結果法律案を作り出すのでございます。誠に遅れておりますのは遺憾に存じますが、努力いたしましてできるだけ早く出したという氣勢を以て今日に至つた次第でございます。なお独立後の法律関係でございますので、従来ポツダム政令で以てやっておりますような簡単な、占領期間におけるようなものではないとせんので、十分関係省とも打合せを慎重にいたしておりますために、意外に時日を要します。誠に遺憾に存する次第でございます。

○小笠原二三男君 政府側では十分という調査立案の時間を取つたということでありますが、国会だけではどういふ十分な審議ができないという状態で、成立は希望せられておるものの、日切の審議をすることはできないと考へます。そういう場合が一、二あつても政府としては止むを得ないとお考へになつておられるか、お伺ひしたい。

○政府委員(菅野義九君) 政府といたしましては先ほどから申し上げているように、行政協定の関係法案は日米安全保障條約の効力発生のときまでに何とかして成立を希望いたしておるのでございまして、国会の御都合によつてそれが間に合わないということにつきましては、政府として何とも申し上げられないわけでございます。

○委員(川村松助君) ほかに官房副長官に御質問ありませんか……なければ歸つて頂いて御異議ありませんか。

○委員(川村松助君) それではどうぞ……自然休会についての協議をいたしたいと思ひますが、御所見をどうぞ御発表願ひます。

○小笠原二三男君 近々四、五日の間に法案提出もあるやうであります。が、三十数件の法案等も前々からこれも報告を頂いておつて、まだ出ておらないのですが、政府側において国会が実質的に自然休会のような形に入るといふことになりまふと、なお政府は法案提出を怠り、自然ひいては会期末にどつと法案が出て来る、或いは会期の延長というやうな事態になるかも知れない、そういうことを予想しますと実質的に自然休会という形をとることにしてはまずい。参議院としてはどんな重要な法案の審議を進めて行く必要があると考へられます。而もこの新聞紙上等を見ますれば、破壊活動防止法案等がここの一両日中に提出になるといふことであるが、そうであるといふことと、本会議を開かないといふこととを、委員会だけでは十分な活動をするという事は、やはり非常な支障が起つて来ることだと思ふので、前回にも自然休会問題は私は触れませんでした。自然休会というやうな形ではなく、重要法案の審査を十分にすべきだといふ意見を申し上げます。で、お尋ねしますが、自然休会にしたいという問題がない限りは、本議院運営委員会が議題とする筋の筋のものではないのですが、どこからかういふものが議題として出て来たのか、委員長にお伺ひしたい。誰がこの議題を出したか……。

○委員(川村松助君) お答えいたします。四、五日前でしたか、河井内閣委員長から自然休会の噂があるやうであるが、若しも自然休会というものが事実具体化するやうなことがあつたらば、内閣委員会としては相当審議の残つておるものがあるやうな十分慎重に協議してもらいたい、こういうお話があつたのであります。それでこのことを事務局に相談いたしました結果、常任委員長会議を開いて皆様の御意向を承つて処理しようという経過で今日の議題にしたわけでありまふ。

○事務局長(近藤英明君) 先週の議院運営委員会におきまして自然休会という言葉をばつきりお使いになつたかどうか存じませんが、日切の法案等が片付いたあとの処置の問題について常任委員長と議院運営委員会の連合懇談会を開くべしという御決定があつた。それに基いて本日常任委員長の懇談会をお願いし、それに続けて議院運営委員会がその問題をお取上げになつたと、かように私どもは考へております。

○小笠原二三男君 それでは先ほどの意見の通り重要法案が續々提出せられる今日として、この審査をする期間を何日から先に延ばすという実質的な結果になるやうな自然休会であるならば、会期の延長その他又々問題が起つて来ますから、十分な審査をこの段階においてするといふ意味で自然休会については反対いたします。

○玉柳實君 参考のために衆議院の模様をおわかりでございますればお話し下さいませんか。

○事務局長(近藤英明君) 私どもの承知いたしておりますところによると、衆議院の議院運営委員会の御決定は、四日から九日まで本会議を休むという御決定だと思つております。十日には本会議を開くことださうでございます。

○中村正雄君 懇談会にして懇談したら如何ですか。

○委員(川村松助君) 懇談会に入つて御異議ございませんか。

○委員(川村松助君) 速記をとめて下さい。

午後二時四十六分速記中止

午後三時八分速記開始

○委員(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○木村守江君 先ほどの常任委員長の懇談会を傍聴しておつたのですが、大體常任委員長は一致した意見として、早急を要する法案を一応片付けて、あと暫くの間本会議を休むというやうな形式をとられたはうがいいのじやないか。その決定については議運に任せるといふやうな御意見だつた

部 長の官がこの問題に關連することが多いばかりでなく、先ほども話があり

ましたが、公益事業委員会は電力が電
気になつたあとの仕事が多いのであつ
て、この会社の開発には公益事業委員
会はそうタッチすることが少いと思つ
た。殆んどないと思つた。その
ういふ意味におきまして経済安定のほ
うへ付託すべきが至当じやないかと、
かように考えます。

○赤木正雄君 私と同じような質問で
すが、この法案は衆議院の議員提出に
なつておりますが、実際法案を作つた
のは通産省ですか、或いは経済安定本
部ですか、どちらでしょうか。それを
知りたい。

○参事(河野義克君) 私どもの承わつ
ておるところにおきましては、経済安
定本部が相当実働上力を盡されておる
といふふうになつております。

○赤木正雄君 わかりました。

○石川清一君 ちよつとお伺ひいたし
ますが、只今のお話を聞いております
と、やはりこれは立案の基礎的なもの
は安本だと思つておられますが、衆議院
とこちらのほうと違つた委員会に付託
したことが今までありましたか。〔あ
りましたと呼ぶ者あり〕それではやは
り筋を通したほうがいいと思ひます。

○委員長(川村松助君) ほかに御発言
ありませんか。〔ありませんと呼ぶ
者あり〕一応会派にお持帰りになつて
という御意見もありますが、そういう
ことに取計らつて御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がなけ
ればさよう取計らいます。
休憩いたします。

午後四時二十五分休憩
昭和二十七年四月七日印刷

〔休憩後開会に至らず〕

〔参照〕

庶務関係小委員長の報告省略の
部分

先ず、お手許に資料を配布いたしま
した昭和二十七年年度の委員会関係経費
の割当に関する件について申し上げます。

第一に、委員会食糧費及び委員長交
際費については、予算額の半分の各常
任委員会及び両院法規委員会(参議院
の委員のみ、以下同じ)に均等に割当
て、残りの半分の各委員会の委員数に
応じて按分することといたしました。

第二に、委員の旅費であります。こ
れは予算額のうち、その二割に相当
する金額を不慮の場合に備えて保留
し、残りの金額を各常任委員会及び両
院法規委員会の委員延数三百七十八人
に等分し、その一人当りの金額一万二
千三百五十円に各委員会の委員数を乗
じて計算し、予算、決算議院運営、図
書館運営、懲罰の各常任委員会及び両
院法規委員会の分は、一応保留分に繰
入れ、必要ある場合はその都度支出す
ることといたしました。

第三に、委員会職員の旅費であ
りますが、これは予算額のうち、その
二割に相当する金額を不慮の場合に備
えて保留し、残りの金額を議院運営、
図書館運営、懲罰の各常任委員会及び
両院法規委員会を除く各委員会の委員
数に応じて按分し、予算決算の両委員
会の分は、委員旅費の場合と同様委員
会の性質上一応保留分に繰入れること
といたしました。

議院運営、図書館運営、懲罰の各常
任委員会及び両院法規委員会は、職員

が配置されておりますので、配分せ
ず若し必要ある場合は保留分等から支
出すことといたしました。

第四に、諸調査旅費は、委員会職員
が単独で出張する場合等の旅費であり
ますが、これは予算額のうち、その二
割に相当する金額を不慮の場合に備え
て保留し、残りの金額を職員の配置さ
れていない議院運営、図書館運営、懲
罰の三常任委員会及び両院法規委員会
を除く十九の常任委員会の議員延数百
十五人に等分し、その一人当りの金額
二万二千四百八十二円にこれらの委員
会の職員数に乘じた金額を割当てるこ
とといたしました。

第五に、研究会用食糧費は、常任委
員会が国政研究会等を行う場合に必要
な経費であります。これは議院運
営、図書館運営、懲罰各常任委員会及
び両院法規委員会を除く十九の常任委
員会に一万三千五百円を割当てること
といたしました。

以上が、委員会関係経費の割当に関
する件であります。これは従前の方
式に従つたものであります。本件に
ついて本日、常任委員長懇談会にも
お諮りしてその御了承を得ておりま
す。

三月二十九日本委員会に左の事件を付
託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当
等に関する法律の一部を改正する
法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等
に関する法律の一部を改正する法
律案

等に関する法律の一部を改正す
る法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等
に関する法律(昭和二十二年法律第
八十号)の一部を次のように改正す
る。

第九條中「五千円」を「一万円」に改
める。

第十條中「一万三千五百円」を「一
万五千円」に改める。

附則

この法律は、昭和二十七年四月一
日から施行する。

三月二十九日本委員会に左の事件を付
託された。

一、在外同胞引揚問題に関する特別
委員会設置の陳情(第六八五号)

第六八五号 昭和二十七年三月十
五日受理

在外同胞引揚問題に関する特別委員会
設置の陳情(二通)

陳情者 北海道根室郡根室町宇東
月ヶ丘五三八 島田正明
外二名

参議院における在外同胞引揚問題に関
する特別委員会の廃止は国連三人引揚
委員会に対して礼儀を失ふこととな
るから、すみやかに同委員会の設置を
図られたいとの陳情。

昭和二十七年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁